吸収合併存続会社の住所：京都府京都市中京区一之船入町537番20号ＦＩＳ御池ビル９階
（本認可決定日後においては東京都千代田区大手町１－１－２大手門タワー）
吸収合併消滅会社の商号：株式会社メディカルアソシエイツ
吸収合併消滅会社の住所：長野県須坂市大字須坂1387番地プチメゾン小林Ｂ

２　権利義務の承継
前記１の吸収合併存続会社は、前記１の吸収合併消滅会社の権利義務一切を承継する。

３　吸収合併に際して交付する金銭等に関する事項
前記１の吸収合併存続会社は、吸収合併に際して、前記１の吸収合併消滅会社の株主に対して、株式又は金銭その他の財産を交付しない。

４　効力発生日
吸収合併の効力発生日は、本更生計画認可決定日の翌日とする。

第３　本吸収合併に伴う通則
更生会社の一般更生債権に対する弁済率（第３章第３節第１の２⑵ウに定める最終弁済を含む。）は、本吸収合併前の資産等をもとに更生会社毎に決定するものとする。
また、更生会社間で、一方が主債務、他方が保証債務を負担し又は他方の物上保証を行っている場合、本吸収合併後も当該重複債権は存続するものとする。なお、更生会社間に存在する権利及び義務は、第３章第３節記載の権利変更後、本吸収合併により消滅するものとするが、本吸収合併後における子会社に係る一般更生債権に対する初回弁済及び最終弁済の弁済率を決定する場合において、当該子会社が寛一商店から本更生計画に基づく弁済を受けたものとみなして、弁済原資を考慮することとする。

第２節　株主の権利変更
寛一商店は、以下のとおり、その発行済株式の全てを無償で取得した上で、全て消却する。
取得する株式の種類及び数：普通株式400株
上記株式を取得する日：後記第３節の募集株式に係る払込みが行われた日
上記株式を消却する日：上記により株式を取得した日

第３節　募集株式の発行等
寛一商店は、次のとおり募集株式を引き受ける者の募集を行う。会社法第199条２項に規定する募集事項は、次のとおりとする。
募集株式の種類：普通株式
募集株式の数：１株
募集株式の払込金額：１株１円
募集株式と引換えにする金銭の払込みの期間：更生計画認可決定日
増加する資本金に関する事項：増加する資本金：１円
募集株式の割当を引き受ける者：管財人　南　　賢一

第４節　定款の変更
寛一商店の定款を、別表19「定款新旧対照表」のとおり変更する。ただし、管財人は、裁判所の許可を得て、寛一商店の定款を更に変更することができる。

第５節　役員の選任、更生会社の解散等
第１　役員の選任等
更生会社の従前の役員は、更生計画認可決定の時に全て退任する。その上で、管財人である南賢一を取締役に選任する。

第２　寛一商店の解散等
１　寛一商店の解散
寛一商店は、更生計画認可決定後、管財人が裁判所の許可を得て定めた日に解散し、清算株式会社となる。

２　清算人の選任
寛一商店において、管財人である南賢一を清算人に選任する。

３　清算人の任期等
清算人の任期は、寛一商店について清算が結了し、清算結了に係る登記の時までとする。
管財人は、必要があるときはいつでも、裁判所の許可を得て、清算人を増員、解任又は補充することができる。
増員又は補充された清算人の任期も、更生会社について清算が結了し、清算結了に係る登記の時までとする。

第６節　清算業務
解散した寛一商店の管財人は、本更生計画に基づいて、清算人として、更生会社の財産の管理・処分、公租公課の納付、その他本更生計画の遂行並びに更生会社の清算に必要な業務を行う。

第９章　争いの落着しない権利に関する措置
管財人は、更生手続の終結までは、更生会社における争いの落着しない権利についての訴訟又は調停等を遂行し、これらについて和解又は調停の受諾を必要とするに至ったときは、裁判所の許可を得て行う。

第10章　その他必要的記載事項
会社更生法第167条第１項第６号及び第７号に該当する事項はない。

別表１乃至19（省略）

東京地方裁判所民事第20部

小規模個人再生による再生計画認可